

社援発0327第3号
障発0327第2号
老発0327第5号
令和2年3月27日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」を踏まえた体制整備の推進について

成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）及び「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

基本計画においては、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」こととしており、令和3年度（2021年度）末までに、中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数及び市町村計画を策定した市区町村数を全1741市区町村とすること等を、基本計画に係るKPI（重要業績評価指標）として令和元年5月に設定しました。

こうした状況の中、令和元年度は基本計画の中間年度であることから、有識者により構成される「成年後見制度利用促進専門家会議」において、各施策の進捗状況を踏まえた個別の課題の整理・検討を行いました。その結果、本年3月17日に標記中間検証報告書（以下「報告書」という。）が別添のとおり取りまとめられ、同月24日に法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣により構成される「成年後見制度利用促進会議」に報告されました。今後は、報告書を踏まえ、基本計画に掲げる施策の更なる推進に取り組んでいくこととしています。

成年後見制度の利用促進に向けた体制整備を更に推進していくに当たって、報告書を踏まえ、都道府県及び市区町村に特に御留意いただきたい事項は、下記のとおりです。

都道府県におかれては、本通知について管内市区町村に周知いただくとともに、家庭裁判所、専門職団体、都道府県社会福祉協議会等と緊密な連携の下、報告書及び下記を踏まえて、管内市区町村における成年後見制度の利用促進に向けた体制整備を推進していただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

(注)【 】内では、都道府県又は市区町村の主にとちらに御留意いただきたい事項であるかを記載していますが、記載のない側におかれても十分に御理解いただき、両者が連携・協力の上、地域における体制整備を推進していただくようお願いします。

1 地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備、市町村計画の策定

(1) 中核機関等の整備【市区町村】

中核機関及び権利擁護センター等（以下「中核機関等」という。）の整備について、報告書では、次のとおり記載されています。

これらの点に留意し、中核機関等を整備していない市区町村におかれてはまずは広報や相談機能の整備に向けた検討を、整備している市区町村におかれては機能充実にに向けた検討を、更に進めていただくようお願いします。

併せて、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制との有機的・効果的な連携についても御留意いただくようお願いします。

(報告書 p12)

- 中核機関等については、まずは広報や相談機能の整備が重要であり、地域の実情に応じて、小さく生んで大きく育てる観点から段階的に整備していくことが考えられる。
- また、利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善を実現するためには、適切な後見人等の候補者の推薦や後見人支援の機能充実が重要であることから、中核機関等の将来像を見据えた上で整備を進めていくとともに、機能充実にに向けた取組も併せて行うことが重要である。

(報告書 p13)

- 中核機関等には、地域のネットワークの中で、権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、その課題等を踏まえた適切な支援の内容を検討・判断し、必要に応じて、成年後見制度以外の支援につなげるといった役割も求められる。各地域における中核機関等の整備・運営に当たっては、こうした中核機関等の役割を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制との有機的・効果的な連携について、留意すべきである。

(報告書 p6)

- 本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護の観点から適切な後見人等の選任・交代を図るためには、全国どの地域においても、必要な事案で適切な後見人等の候補者

を家庭裁判所に推薦する体制や本人・後見人等を継続的に支援する体制の整備を地域の実情に応じて進めていき、将来像を見据えて、受任調整を含む成年後見制度利用促進機能や後見人支援機能など全ての機能を段階的・計画的に備えていくことが必要である。

(2) 地域連携ネットワークの整備【都道府県・市区町村】

地域連携ネットワークの整備について、報告書では、次のとおり記載されています。

これらの点に留意し、地域連携ネットワーク（協議会等）を整備していない市区町村におかれては、その整備に向けた検討を進めていただくようお願いいたします。また、整備している市区町村におかれては、地域の実情に応じて、多様な主体との連携について検討を進めていただくようお願いいたします。

都道府県におかれては、市区町村における地域連携ネットワークの整備が円滑に進むよう、広域的な観点から、家庭裁判所、専門職団体、社会福祉協議会等と連携を図る等の必要な支援を行っていただくようお願いいたします（(4) 参照）。

（報告書 p13）

- 家庭裁判所、専門職団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員等、これまでもそれぞれの立場から役割を果たしてきた関係団体・関係者と緊密に連携を図っていくことが重要である。
- 加えて、利用者がメリットを実感できるようにするとの観点からは、利用者・家族等を協議会等の構成員とするなど、利用者・家族等との連携を図るとともに、地域の実情に応じて、民事法律扶助等の各種制度や、スタッフ弁護士等の関与等を通じた支援が想定される日本司法支援センター（法テラス）、弁護士会・リーガルサポート・社会福祉士会以外の専門職団体、法人後見を実施する等権利擁護に関する取組を行う団体、消費生活センターを中心とした消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）、金融機関等との連携を図っていくことも必要である。

(3) 市町村計画の策定【市区町村】

報告書では、「地域住民の権利擁護は地域福祉の課題であることを踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する施策を地域福祉計画に位置付けることなどを含め、市町村計画の策定を更に推進していく必要がある」と記載されています。（報告書 p13）

市町村計画を策定していない市区町村におかれては、市町村計画を単独で策定することはもとより、地域福祉計画の改定の機会等を捉え、成年後見制度の利用の促進に関する施策を同計画に位置付ける等、各市区町村の実情に応じて、策定に向けた検討を進めていただくようお願いいたします。

(4) 都道府県に期待される役割【都道府県】

都道府県に期待される役割について、報告書では、次のとおり記載されていることから、都道府県におかれては、これらの点に留意し、必要な支援を行うなど、管内市区町村における体制整備を推進していただくようお願いします。

特に、家庭裁判所との連携強化を図るに当たっては、個々の市区町村と家庭裁判所との間の協議等の場を設けるに先立ち、都道府県が仲介することで、より円滑に連携が図られることも考えられることから、連携に当たっての窓口の明確化等について、積極的に検討していただくようお願いします。

(報告書 p12～p13)

- 都道府県は、管内市区町村の体制整備について、主導的な役割を果たすことが期待される。
- 都道府県においては、広域的な観点から、家庭裁判所、専門職団体、都道府県社会福祉協議会等と連携強化を図るとともに、体制整備アドバイザー事業の活用などにより、K P Iを踏まえて、管内市区町村における体制整備を推進していくことが必要である。
- 具体的には、都道府県において、管内市区町村の体制整備状況を把握し、取組が進まない市区町村に対し、個別の課題に応じた助言などの支援を行うといった役割を果たすことが期待される。
- 特に、人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村においても着実に取組が進められるよう、都道府県において、当該地域における社会資源等に関する状況や広域的な体制整備の観点も踏まえた支援を積極的に行っていく必要がある。

(報告書 p7)

- 国や都道府県等においては、中核機関等における受任調整会議や後見人等の支援の取組に対して市区町村へのきめ細やかな支援・協力を行うとともに、先駆的取組についての事例集を作成して横展開を図るなどにより、市区町村における体制整備を推進することが必要である。

2 市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活用の促進

(1) 市民後見人の育成・活用【都道府県・市区町村】

市民後見人の育成・活用について、報告書では、次のとおり記載されています。都道府県及び市区町村におかれては、これらの点に留意し、特に広域での取組実施も含め、市民後見人の育成・活用に向けた取組を推進していただくようお願いします。

(報告書 p14～p15)

- 自治体と家庭裁判所が連携し、育成カリキュラムや支援体制の在り方、市民後見人の選任に適した事案のイメージ等について情報共有を図ることが重要である。また、地域の関係機関が連携し、法人後見の支援員などとして市民後見人の活動の場を広げていくことが、意思決定支援の推進などの観点からも期待される。
- 近隣自治体と連携して広域で市民後見人の育成・活用を進めることや、後見人等の担い手に関する実態調査を実施することも有効である。都道府県には、こうした市民後見人に関する取組推進のための適切な支援の実施も期待される。
- 中核機関等において、必要な知識やノウハウを有する市民後見人の養成、市民後見人がふさわしい事案の見極めやマッチング、選任後の様々な課題に対する支援の3段階を見据えた体制整備が望まれる。
- なお、人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村においては、市民後見人の担い手が極めて少ない地域があることにも留意が必要である。

(2) 法人後見の担い手の育成の推進【都道府県・市区町村】

法人後見の担い手の育成の推進について、報告書では、次のとおり記載されています。社会福祉協議会における法人後見の更なる推進が期待される一方で、より多様な主体による法人後見の実施がなされるよう周知・啓発等が行われるべきとされていることから、都道府県及び市区町村におかれては、社会福祉協議会や法人後見を実施する団体等と連携して、地域の実情に応じた取組を推進していただくようお願いします。

(報告書 p15)

- 地域の実情に応じて、各地域において法人後見の担い手の育成が推進されるよう、研修・セミナー等において、法人後見の取組に関する周知・啓発等の働きかけを推進していく必要がある。
- 特に、法人後見の実施主体については、(略)社会福祉協議会における法人後見の更なる推進が期待される。
- 一方、中核機関等の整備・運営においては社会福祉協議会に期待される役割も多いため、各地域において、より多様な主体による法人後見の実施がなされるよう、周知・啓発等が行われるべきである。
- なお、社会福祉法人による法人後見については、福祉サービス利用者等の法人後見を行う場合の利益相反等の観点も踏まえつつ、担い手を確保する観点からその活用の推進を検討すべきである。

3 市区町村長申立の適切な実施【都道府県・市区町村】

市区町村長申立について、報告書では、次のとおり記載されています。

本人の権利を擁護するための重要な手段であることから、市区町村（特に、市区町村長申立の実績がなくノウハウが蓄積されていない市区町村）におかれては、個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立ができるよう、必要な体制の構築をお願いします。

また、都道府県におかれては、研修の実施等の取組の推進をお願いします。

（報告書 p15～p16）

- 市区町村長申立については、身寄りが無い場合や虐待等の状況により本人や親族等による申立てが期待できない場合において、本人の権利を擁護するための重要な手段であり、各地域において適切に実施される必要があるが、一部の市区町村において適切に実施されていないとの指摘がある。
- 各地域において市区町村長申立を適切に実施するためには、市区町村職員、福祉・医療関係者、専門職等が連携して、成年後見制度が必要な方を発見し相談につなげ、市区町村長申立に対応できる体制が構築される必要があり、こうした観点から地域連携ネットワークの整備の推進が重要である。
- 都道府県においては、市区町村長申立に関する研修の実施など各種取組を推進していく必要がある。

4 成年後見制度利用支援事業の推進【市区町村】

成年後見制度利用支援事業について、報告書では、「全国どの地域においても成年後見制度が必要な方が制度を利用できるよう、市区町村長申立以外の本人や親族による申立ての場合や後見監督人等が選任される場合の報酬も含め、全国的に制度の整備を推進していくことが必要である」とされています。（報告書 p8）

このため、同事業を実施していない市区町村におかれては、実施について積極的に検討をお願いします。また、事業の対象者については、以下の点を踏まえて、市区町村における実施要綱の内容を確認し、必要な対応を検討していただくようお願いします。

- ・市区町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立て等も対象となること
- ・費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としており、一定額以下の収入や資産という要件は設けていないこと
- ・後見人以外の、保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人、補助監督人、特別代理人の場合でも事業の対象となること

～以上～